

相続に関する相談事例 ～ 遺産分割のやり直しと遺留分請求 ～ その13

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第13回目は、一部分割・一部未分割で相続税の申告をした後に、全ての財産を対象に遺産分割した場合の課税上の留意点や、遺言書ですべての財産を取得した者に対して遺留分侵害額の請求によって遺留分を取得した場合の課税関係について解説します。

Q1. 父が遺産2億円を残して亡くなりました。相続人は、母と長男の2人です。

遺産のうち1.6億円について、申告期限内に先行して分割協議が調い、母が相続することになりましたが、残余については未分割のままで申告（配偶者の税額軽減をフル活用）しています。相続税の申告期限後に遺産分割協議が成立し、父の遺産の額2億円を法定相続分どおり相続することとなりました。そのため、母が先に相続した財産から、長男に代償金として6千万円を支払うこととしました。

この場合、母が支払う代償金は、長男が遺産分割によって取得したものとされますか。それとも、遺産分割のやり直しと判定され、長男に贈与税が課税されることになりますか。
 A 母はいったん1.6億円の財産を遺産分割協議によって取得していることから、そのうちから6千万円を代償金として長男に支払うことは、遺産分割のやり直しとして遺産の再分配をすることとなり、長男には相続税ではなく贈与税が課税されることとなります。

【解説】

相続税法基本通達19の2-8ただし書きでは、「当初の分割により共同相続人又は包括受遺者に分属した財産を分割のやり直しとして再配分した場合には、その再配分により取得した財産は、同項に規定する分割により取得したものとしないのであるから留意する。」と定めています。

また、平成17年12月15日の判決でも、「遺産分割協議がいったん成立すると、相続開始時に遡って同協議に基づき相続人に分割した相続財産が確定的に帰属する。したがって、遺産分割協議をやり直して相続財産を再配分したとしても、当初の遺産分割協議に無効又は取り消し得べき原因がある場合等を除き、相続に基づき相続財産を取得したということとはできない。そして、この場合、対価なく財産を取得したとすれば、贈与とみるほかはない。」としています。

Q2. 父が遺産1.6億円を残して亡くなりました。相続人は、母と長男の2人です。父は遺言書ですべての財産を母に相続させるとしていて、母は遺言どおりに相続し、配偶者の税額軽減をフルに活用して相続税の申告書を提出（納付税額は0円）しています。

申告期限後に、長男から遺留分侵害額の請求があったことから遺留分として、母は長男に4,000万円を支払うこととしました。

この場合、長男は期限後申告書を提出して相続税を納付しなければなりませんか。

A 長男は、期限後申告書を提出することができるとしているので、期限後申告書を提出しない場合には、相続税を納付する必要はありません（相法30）。

【解説】

相続税法30条「期限後申告の特則」では、遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金額の額が確定したため、相続税の申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、期限後申告をすることができると規定しています。期限後申告書の提出がなかった場合でも、税務署長は、他の相続人から更正の請求に基づき更正をしたときは、更正又は決定をする（相法35）としています。しかし、母が更正の請求（相続税の還付を受けることができないため実益がありません）をしようとしても、課税価格及び相続税額が過大ではないため、更正の請求はできません。そのため、長男が期限後申告書を提出しなかったとしても税務署長は更正決定をすることができません。（文責：山本和義）